

番号	質問	回答
1	仕様書5実施方法（3）職員配置、要件及び職務の内容「ウ・エ各職員で合わせて週4日以上出務するとともに、嘱託契約や他団体に所属する応援職員等の場合であっても、それぞれの職員について同一の職員を配置すること」について、ウ・エがア管理者やイ支援員として入ることは可能でしょうか。	原則ア管理者やイ支援員、ウ心理療法担当職員、エ ソーシャルワーク専門職員はそれぞれ別々の人物が配置されるものと想定していますが、ア又はイに配置される職員がウやエの職員の要件を満たすことができる場合、ウやエの職員を兼ねることはできません。 ただし、この事業は、令和8年度の国の補助基準（案）を基に事業構築や委託料の積算をしており、国の補助基準の対象外となる場合、委託料から国の補助基準額に相当する金額を控除することとなります。 現在の国の補助基準では、ア又はイの職員がウやエの職員を兼ねる場合、ウやエの職員の配置に係る加算が対象外となります。 吹田市児童育成支援拠点事業業務受託事業者募集要項のP. 3（2業務概要等（5）委託料上限額ウの（イ）のa）で基本額として上限額26,877,000円をお示ししていますが、ア及びイの職員がウやエの職員を兼ねない想定で設定していますので、国の補助基準額においてウやエの職員の配置により加算するとしている額（ウやエの職員についてそれぞれ2,297,000円）を26,877,000円から除くこととなります。 なお、ウとエの職員が同一人であっても、ア及びイの職員を兼ねていないのであれば、委託料から控除することはありません。
2	仕様書5実施方法（3）職員配置、要件及び職務の内容「エ ソーシャルワーク専門職員」は、「社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。」とありますが、スクールソーシャルワークの業務経験でも可能でしょうか。	御質問の業務経験者の配置でも差し支えないものとします。 質問1のような委託料からの控除はありません。

3	仕様書5実施方法（4）開所日数について、年末年始、お盆などの行政として決まっている閉室日はありますでしょうか。また、年度の始まりと終わりや祝日の閉室設定、年間で開室する日数設定をご教示ください。	家庭児童相談室の閉所は、土、日、休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）です。 年間の開所日数は概ね250日を目安としてください。 年度の終わり・始まり（ここでは3月下旬～4月上旬を想定しています。）や年末年始、お盆、土、日、休日において、仕様書5実施方法の（4）・（5）の他、開所・閉所に関し特に規定を設ける予定はありませんので、年間の開所日数を考慮の上、開所、閉所の設定をお願いします。
4	寄付等の外部資金も活用しながら、子どもたちの体験活動を充実させたいと考えております。 審査項目・審査基準の18では、委託料の提案額が低いほど評価が高くなると理解しておりますが、一方で、運営費の不足分を寄付や自己資金で補い、事業全体として委託料の上限額を超える内容で実施することを予定している場合、そのような積算は審査上不利になるのでしょうか。 あるいは、委託料の範囲内での積算を前提としつつ、寄付等を活用して事業内容を充実させることは差し支えないと考えてよろしいでしょうか。	委託料以外の寄附等の外部資金等に依存する運営については想定をしていません。 そのため、委託料の提案額が低くとも、例えば寄附等に依存し継続的な運営が危ぶまれるような場合、最終的に審査上不利になります。 委託料以内での運営に加え、寄附等によってより充実した運営となる場合は差し支えありません。 委託料がこういった事業内容で使われるか、寄附等をどういった活動に活用するのかを明確にするのであれば、収支計画書を、委託料の部と寄附等の部に分けて作成してください。 なお、継続的な運営に疑念が生じた場合、審査時に確認させていただきます。

5	契約金額について 5年間の契約期間中に、最低賃金の上昇や今回のイラン情勢のような予測不可能な要因による物価の上昇が起きた場合は委託金額の見直しなどは行われるのでしょうか？	人件費（法定福利部分を含む）については、大阪府最低賃金を指標として、上下変動する場合があります。プラスに変動することもあるかもしれません。 物価上昇対策について特定の委託業務に対して対策を施すことは予定していませんが、例えば令和7年度においては国の物価高騰対策を活用し「子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業継続支援事業補助金」により、仮に児童育成支援拠点の場合であれば最大25,000円を補助する制度の実施がありました。
6	5 応募に必要な提出書類について 上記の表、7「組織に関する事項について記載した書類」は具体的にはどんなものなのでしょうか？ 法人登記（履歴事項全部証明書）でよろしいでしょうか？	法人登記（履歴事項全部証明書）で差し支えありません。 また、役員名簿、組織名、社名、設立年月日、代表者名、本社住所、従業員数等を別で記載した書類でもお受けできます。
7	こどもの表記について	「こどもの表記」につきましては、吹田市では、法律や事業等の定めによるものを除いて子供」と表記することとしております。 御提出いただく書類に関しても上記内容に基づき作成ください。 ただし、「子供」の表記が「子ども」又は「こども」となっていることを受けて減点対象となることはありません。